

3 障害者計画

(1) 計画の目標

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者基本法の目的である「障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する」を踏まえ、障害者の自立と社会参加を促進し、地域の中で安心して暮らせるまちにしていくことを目指します。

(2) 基本的考え方

- 障害をもつ人ももたない人も、等しくその人権が保障されなければなりません。

また、自己実現を図り、主体性自立性をもって日々の生活を送るためには、自ら選択し、決定できるような自己決定、自己選択を尊重します。

平成15年度より障害者福祉サービスが新たな利用の仕組みである「支援費制度」に移行しますが、これはこれまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する利用者本位のサービスの提供を基本としており、まさしく自己決定権を尊重するものです。

区としては、個人の尊厳を重視した新しい社会福祉の考え方に立ったこの支援費制度への円滑な移行・推進に努めていきます。

- 区民の誰もが住み慣れた地域の中でいきいきと安心して暮らせる社会を目指すノーマライゼーションの理念が普及・定着しつつありますが、社会福祉の基礎となる他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神を発揮し、地域の人々や企業なども含め、地域社会を構成する人々の理解と協力が不可欠です。

このノーマライゼーションの理念にもとづき、障害者の自立と社会参加を促進し、地域の中で安心して暮らせるまちにしていくために、今後様々な在宅サービス、施設サービスの充実を図るとともに、意識啓発やボランティア活動の支援、更には障害者施設と地域との交流の促進等、障害者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野への活動に参加できるよう、住みなれた地域での自立支援の推進に取り組んでいきます。

- すべての人が住みなれた地域において安全に、また快適に生活を送っていくためには、建物や歩道の段差を始めエレベーター、トイレなど生

活環境上支障となる物理的障壁を解消するため、ユニバーサル・デザイン*の考え方を取り入れた「文京区福祉環境整備要綱」を制定し、バリアフリー*のまちづくりを総合的に進めています。

この要綱に基づき、区内の公共的性格を有する建築物等を誰もが利用しやすいよう、建築主等のご協力をいただき環境整備を進めておりますが、福祉のまちづくりは、社会のあらゆる分野に福祉的配慮の行きわたったまちを築くことであり、物心両面にわたる不断の活動が重要となります。

このため、物的な面に合わせ心のバリアフリーやIT化の進展による情報バリアフリー等の対応についても推進していきます。

- 障害者が住みなれた地域で自立した生活を送り、社会参加を進めていくためには、今後、質、量ともになお一層のサービス供給とともに、地域での相談や支援機能の充実、更にはボランティア活動の支援など、きめ細かな、かつ多岐にわたる施策の展開が必要となります。

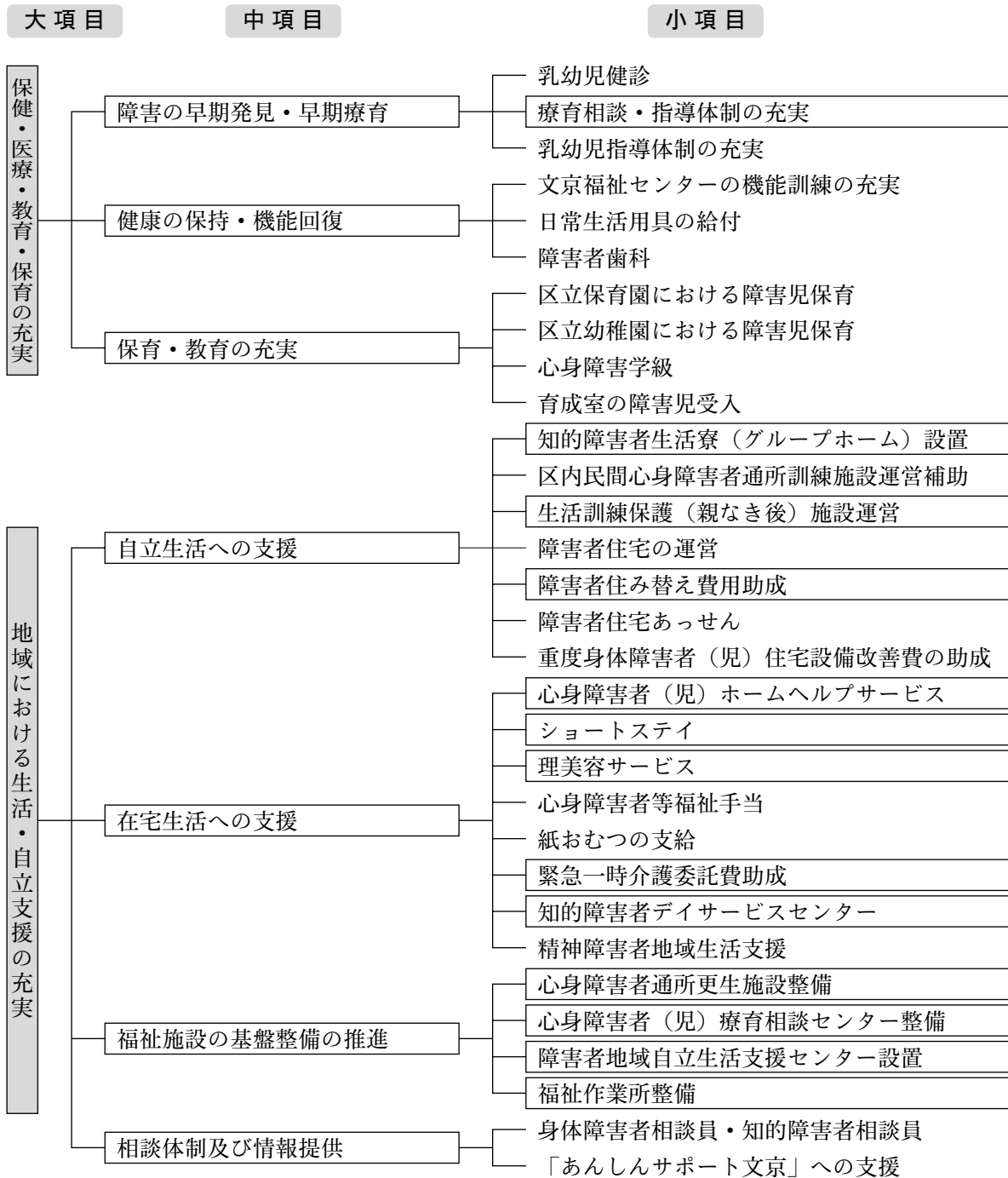
一人ひとりの障害の程度やライフステージに応じた様々なニーズに対して、適切にサービスを提供していくためには、行政だけでなく、社会福祉法人や民間団体などの役割が重要となっています。今後、支援費制度の動向などを踏まえながら、多様なサービス提供主体の参入促進を図っていきます。

ユニバーサル・デザイン 空間づくりや様々な物品をつくるにあたって、高齢者・障害者のみならず、あらゆる人々が利用しやすいデザインを、初めから取り入れておこうとする考え方

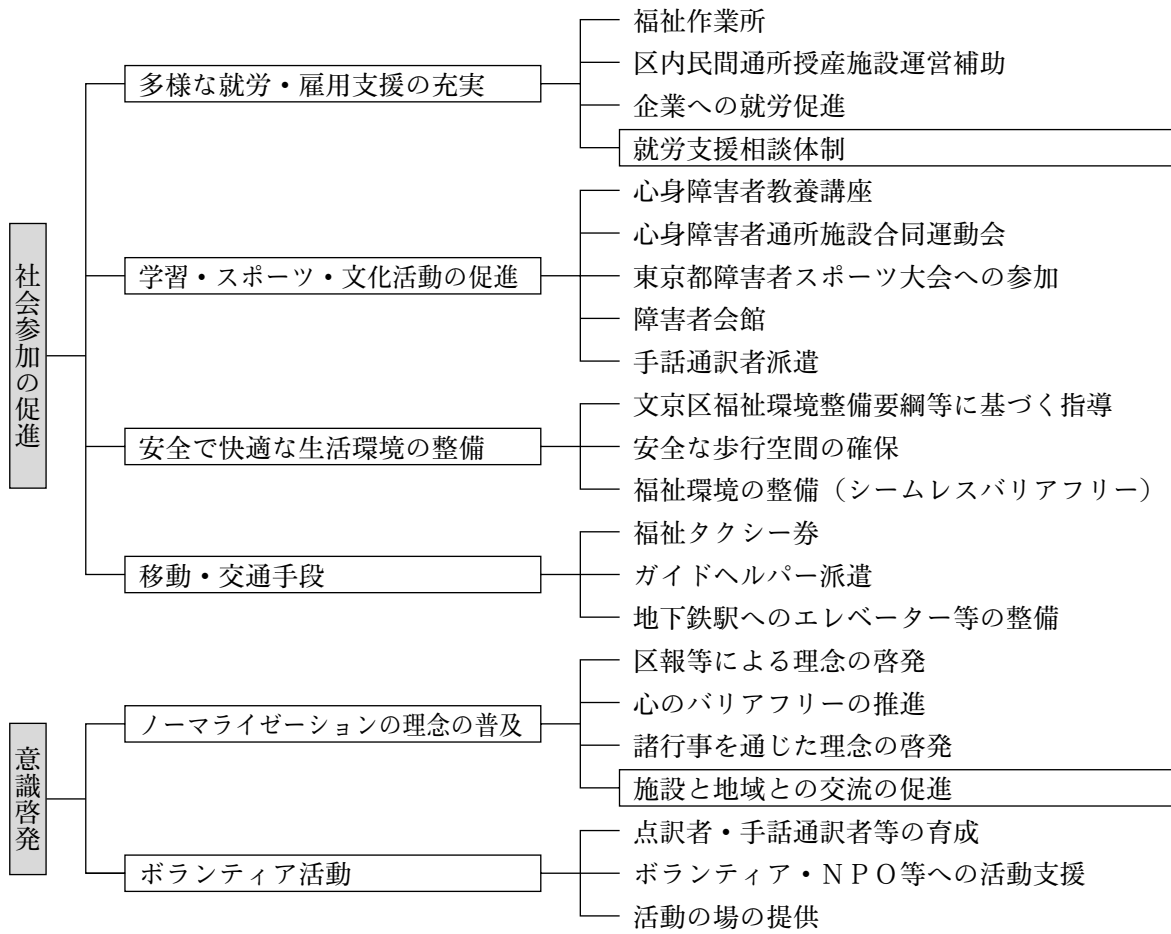
バリアフリー 高齢者・障害者など誰もが安全で自由に行動できる、物理的障壁（バリア）・社会的障壁のない都市空間・社会のこと。

(3) 計画の体系

障害者計画



障害者計画



※小項目中□表示したものは、個表において計画目標を掲げています。

(4) 計画事業

1 保健・医療・教育・保育の充実

現在、文京区では、障害の早期発見・早期療育の対策として乳幼児健康診査や文京福祉センターでの療育相談、乳幼児指導等を行っています。障害者にとって保健医療の果たす役割は大きく、今後は、こうした事業を行っている各種施設の連携のもとに、保健医療体制の充実を図っていきます。

また、心身に障害をもつ児童等に対し、保育園・幼稚園・学校において、可能な限り将来自立できるよう学習の場の提供など、諸条件の一層の整備・充実を図っていきます。

1-1 障害の早期発見・早期療育

健康診査を通じて障害を早期に発見し、早期に適切な療育を行うために健康・相談・指導の体制の整備を図ります。

1-1-1 療育相談・指導体制の充実

現況（平成13年度末）	目 標
文京福祉センター療育相談部門で、主に障害のある乳幼児を対象に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士等による発達相談及び訓練・指導を実施 ・理学療法：常 時 延680人 ・作業療法：週1日 延165人 ・言語療法：週4日 延869人 ・心理相談：常 時 延900人	障害の早期発見、早期療育を推進するとともに、主に障害児の療育の充実及び療育的指導が必要な乳幼児の幅広いニーズに対応するため、更に専門職員の充実を図り、療育相談・指導体制の充実に積極的に取り組んで行く。併せて相談・指導の回数増等の拡充を図る。

1-2 健康の保持・機能回復

障害者の自立した地域での生活、社会復帰の支援や介護負担の軽減等を図るため、文京福祉センターの機能訓練、日常生活用具の給付、障害者歯科診療事業の計画化、更に精神障害者地域生活支援の充実を図ります。

1－3 保育・教育の充実

心身に障害をもつ児童・生徒に対し、障害の状況や発達の状況に応じた適切な保育・教育体制を充実します。

2 地域における生活・自立支援の充実

心身に障害をもつ人が、住み慣れた地域で生きがいのある自立した生活を送るためには、多様なサービスの提供が求められます。こうしたことから、障害者福祉サービスは、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」に平成15年4月から移行します。

特に地域で自立して暮らすための情報提供や相談体制を充実するため障害者地域自立支援センターの設置をはじめ在宅生活を支援するためのサービスの確保や質の高いサービスの確保のため福祉環境の基盤整備の充実を図っていきます。

2－1 自立生活への支援

障害者の誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域生活支援サービスに対応したサービスの充実を図るとともに、在宅の障害者に対して福祉サービスの利用援助、社会生活力を高める支援など多様なサービスの推進を図ります。

2－1－1 知的障害者生活寮（グループホーム）設置

現況（平成13年度末）	目 標
・知的障害者生活寮利用者 区外8施設12人	知的障害者生活寮（グループホーム）は、知的障害者の地域生活支援のために重要な施設である。社会福祉法人等民間の設置する生活寮（グループホーム）を区内に誘致するなど、施設の整備充実を図る。 区内設置 ○3施設

2-1-2 生活訓練保護（親なき後）施設運営

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 生活訓練保護施設（親なき後）施設 2施設 	<p>自立に向けた支援の強化を図り、自立して一人暮らしができることを目指した運営に努める。</p> <p>居住環境の向上に努める。これに合わせて、既存区有施設の活用も視野に入れて施設整備を検討する。</p>

2-1-3 障害者住み替え費用助成

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 助成対象戸数 9戸 	<p>アパートの取り壊し等により立ち退きを求められ、住み替える場合を対象に助成を行う。</p> <p>今後も、障害者の住み替え時にかかる費用負担の軽減を図り、住み慣れた地域での居住の継続を促進していく。</p>

2-2 在宅生活への支援

障害者の誰もが、住み慣れた地域の中で自立した生活を送り、社会参加を促進するために、多様な在宅福祉サービスの推進を図ります。

2-2-1 心身障害者（児）ホームヘルプサービス

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプサービス 滞在型 67世帯 巡回型 1世帯 重度脳性まひ者等介護人派遣事業 23世帯 	<p>ホームヘルプサービスについては、支援費制度移行に伴い心身障害者（児）の在宅生活を支援するため、情報提供やケアマネジメント手法を取り入れたサービスの充実に努めるとともに、事業者に対し、事業への参入促進、サービスの質の確保等の基盤整備に努める。</p>

※ホームヘルプサービス：平成12年度より65歳以上の対象者は介護保険に移行。

2-2-2 ショートステイ

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 生活訓練保護（親なき後）施設に併設 2施設 半日延べ425人 宿泊延べ131人 登録人員230人（実利用人員137人） 	<p>既存の生活訓練保護施設での利用を促進するとともに、居住環境の向上を図る。区内に社会福祉法人等の短期保護施設を誘致する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1施設

2-2-3 理美容サービス

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度実施状況（理容サービスのみのみ） ・対象者 46人 ・延べ実施回数 186回 	<p>理髪店等に行くことが困難な心身障害者（児）に区内の理、美容師を派遣し、出張理美容を行うことで、保健衛生の保持向上を図る。</p> <p>なお、美容サービスについては平成14年度から実施しており、利用者は希望するサービスを選択して利用することが可能となっている。</p> <p>◦利用予定人数 300人 1,800回</p>

2-2-4 緊急一時介護委託費助成

現況（平成13年度末）	目 標
<p>_____</p>	<p>心身障害者（児）を日常的に介護している家族が、疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者（児）の家庭又は、介護人の家庭において介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を助成する。なお、平成14年度から事業を開始しており、今後も利用者のニーズに答えていく。</p>

2-2-5 知的障害者デイサービスセンター

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者 9人 平成13年4月事業開始 	<p>地域に根ざした施設をめざし、デイサービスの文化的活動プログラムに地域の協力者やグループなどの参加を促進し、交流を深める事業を実施する。また、地域との交流行事（動坂まつり）を開催する。</p>

2-3 福祉施設の基盤整備の推進

地域の中で安心して暮せるまちにしていくために、生活や自立支援のための施策の充実に向けて障害者福祉施設の整備を進めていきます。

また、平成15年度からの支援費制度導入の段階では、法外施設である大塚・小石川福祉作業所は、支援費の対象外であります。今後国などの動きを見ながら対象施設に向けて検討・整備を進めていきます。

2-3-1 心身障害者通所更生施設整備

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 文京福祉センターにおいて、心身障害者の日常生活の指導や機能訓練を実施。 昭和47年に施設を開所し、身体及び知的障害のある利用者が38人通所。 	<p>利用者の増加、重度化に対応するため、心身障害者通所更生施設（1か所）を新設し、社会福祉法人に委託して運営する。文京福祉センターの利用者のうち知的障害者については、新施設に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設予定：平成16年4月 開設場所：勤労福祉会館2階 定 員：30人

2-3-2 心身障害者（児）療育相談センター整備

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 文京福祉センター4階療育部門で実施 	<p>成人通所部門の一部が、勤労福祉会館内に設置する心身障害者通所更生施設に移転した後、文京福祉センター3・4階部分を改修し、個別訓練（指導）室、個人面談室、保護者活動室等を確保し、心身障害者（児）療育相談センターを整備し、個別の障害の状態に合った療育相談・指導の充実を図る。</p>

2-3-3 障害者地域自立生活支援センター設置

現況（平成13年度末）	目 標
<p>—————</p>	<p>障害者の自立と社会参加を促進するため、実施体制、運営方法等を検討し、早期に障害者地域自立生活支援センターを設置する。</p>

2-3-4 福祉作業所整備

現況（平成13年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 大塚福祉作業所（定員60人） 小石川福祉作業所（定員40人） 支援費対象外施設 	<p>支援費制度対象施設としての基準該当事業者となるよう施設整備の改修や給食サービスの提供を図る。</p>

2-4 相談体制及び情報提供

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、社会参加を進めていくためには、支援費制度への移行へ向けての相談をはじめ誰もがいつでも相談できる体制の充実を図り、関係機関との連携を図ります。

また、手話通訳の派遣や声の広報・点字の広報の発行等、ホームページでの情報発信等聴覚障害者、視覚障害者などへの情報提供を充実します。

3 社会参加の促進

心身に障害をもつ人が、生きがいを持って生活できるように就労の支援や社会、経済、文化その他のあらゆる分野への活動に参加できるよう、自立支援を進めていきます。また、地域で安全かつ快適に生活できるようにバリアフリーのまちづくりを進めていきます。

3-1 多様な就労・雇用支援の充実

障害者の法定雇用率は、1.8%（平成13年6月調査）となっておりますが、民間企業の実雇用率は、国1.36%、都1.49%となっており、どちらも法定雇用率に達しておりません。

雇用（就労）については、企業に限らず授産施設や福祉工場、福祉作業所まで含めた社会資源全体を雇用（就労）の場と考え、その障害者の状態に最も適した場での就労を図ります。就労支援相談についても関係機関と連携をとりながら充実を図ります。

区職員への採用はもとより、区内企業への働きかけを進めるとともに、障害者雇用促進するための公的な各種助成措置の周知を図ります。また、区では、文京福祉センター、障害者会館、福祉の店等で障害者の雇用の場を確保していますが、今後雇用の拡充に努めるとともに福祉作業所等への発注の拡大や、障害者を雇用する社会福祉法人等への支援を検討していきます。

3-1-1 就労支援相談体制

現況（平成13年度末）	目 標
_____	就労意欲の促進や就労先の開拓及び就労継続に関する ことなど総合的な就労支援・相談窓口の設置を検討する。

3-2 学習・スポーツ・文化活動の促進

障害者の学習・スポーツ・文化活動などのあらゆる分野への参加が均等に保障されることが重要です。このため、心身障害者教養講座などの各種講座や心身障害者（児）をもつ父母のための講座などの充実を図り

ます。

また、スポーツを通じて心身の健康増進を促進するため心身障害者施設合同運動会の充実を図ります。

更に、障害者団体等の活動拠点となるよう、障害者会館の利用促進と施設の整備を図ります。

3-3 安全で快適な生活環境の整備

住み慣れた地域において安全に、また、快適に生活を送っていくためには、生活上支障となる障壁を解消することが重要です。

区内の公共的性格を有する建物等については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「文京区福祉環境整備要綱」を制定し、福祉のまちづくりに配慮する取り組みを進めていきます。

更に、「シームレスバリアフリー」といわれている障害者が日常よく利用する建築物、道路、公園、公共交通施設等を一連のルートとして捉えこの間の連続的な移動やわかりやすい案内・表示等ソフト面での福祉のまちづくりに対する理解と協力を求める取り組みを併せて推進していきます。

3-4 移動・交通手段

障害者の移動を容易にするため、福祉タクシー券を交付するとともに、支援費対象事業のガイドヘルパー派遣についても充実が図られるように努めていきます。また、文京区では、地下鉄が広域移動の要となっていることから、障害者の身体的負担等を軽減し、社会参加を促進するためにも、地下鉄駅へのエレベーター等の設置を鉄道事業者へ要望します。

4 意識啓発

障害の有無にかかわらず、人が互いに尊重し、ともに生きる社会の創造を目指し、継続的に意識啓発活動を進めるとともに、障害をもつ人もたない人との積極的な交流を推進することにより、心のバリアフリーを推進し、障害者福祉に対する理解を深めていきます。

4-1 ノーマライゼーションの理念の普及

障害をもつ人ももたない人も、共に住み慣れた地域で生活していく「ノーマライゼーション」の理念を普及させるため、障害者の日記念「ふれあいの集い」や地域との交流行事を通して、障害者福祉についての理解を深め、交流の促進を図ります。

4-1-1 施設と地域との交流の促進

現況（平成13年度末）	目 標
・文京福祉センター、福祉作業所においては、施設祭を開催し、地域との交流を図っている。 福祉センター祭 大塚福祉作業所 一歩いっぽ祭 小石川福祉作業所 いっぽ一歩祭	地域のボランティアの受入や地域行事や美化活動等を通じて、地域との交流の促進を図る。 施設利用者のプライバシーに配慮し、地域の住民との交流を進め開かれた施設運営に努める。 動坂福祉会館と地域との交流を目的とした施設祭（動坂まつり）を開催する。

4-2 ボランティア活動

様々な年代の人が、地域社会において、ボランティア活動に参加できるよう条件を整備します。